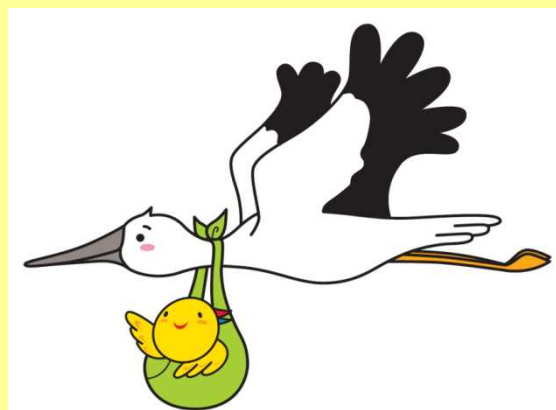


兵庫県の認可・認定要件 (認定こども園の認可等に 関する条例)



「認定こども園の認可等に関する条例」の考え方

- (1) 新制度施行に伴い制定された「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準」の「従うべき基準」に対応
- (2) 教育・保育の質向上の観点から、原則、旧制度からの県独自基準を継続
- (3) 「法令の規定により条例に委任された社会福祉施設等施設の基準等に関する条例(第7条)」において、保育所に適用される県独自基準を準用
- (4) 新制度における保育認定基準の変更(「保育に欠ける」から「保育が必要」への対象拡大)に対応

幼保連携型認定こども園の県独自基準の概要

項目	改正前	考え方	新たな幼保連携型の設備・運営基準 (府省令)	改正後
対象児童	0～2歳児（保育に欠けない子）の受入可	専業主婦家庭における子育ての孤立感、不安感への対応として、認定こども園において、「保育に欠ける子」以外の就学前の子どもも受け入れることと、教育及び保育を適切に実施しなければならないことを明記。	幼保連携型認定こども園に入園することのできる者は、満3歳以上の子ども及び満3歳未満の保育を必要とする子どもとする。 (法第11条)	—
共通利用時間の学級編制	4、5歳児は1学級35人以下 3歳児は1学級25人以下。（ただし、3歳児で1学級25人を超えて35人以下の学級編制を行う場合は、各学級ごとに専任の教諭1人を加算）	集団的な教育の場に初めて入る3歳児は、家庭での経験の差や個人差が大きい時期であり配慮を要する。兵庫県では、昭和40年代から3歳児を対象とした25人の少人数クラスを幼稚園の設置認可審査基準として定めて以来定着していることから、これに準拠。	1学級の園児数は、35人以下を原則	4、5歳児は1学級35人以下 3歳児は1学級25人以下。（ただし、3歳児で1学級25人を超えて35人以下の学級編制を行う場合は、各学級ごとに専任の教諭1人を加算）
保育室の面積	保育室53㎡以上、遊戯室（原則専用）を100㎡以上確保 ※保育所は、保育所基準の面積基準を満たす場合は特例あり	園舎を構成する保育室等の基準面積については、教室等の機能として必要とされる面積を示した文部省の昭和39年通知を基に、兵庫県が昭和40年代に幼稚園の設置認可基準として定めて以来定着していることから、これに準拠。	—	保育室53㎡以上、遊戯室（原則専用）を100㎡以上確保

認可・認定基準の概要(その1)

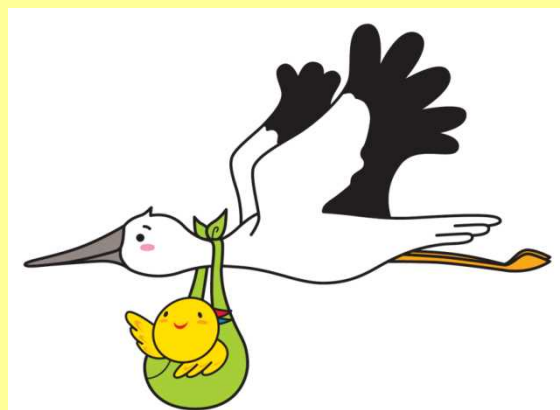
認定基準等の項目等		準拠する認可基準	県の条例				
			幼保連携型(認可)	幼稚園型(認定)	保育所型(認定)	特定認可外保育施設型(認定)	
根拠法令			認定こども園の認可等に関する条例				
			幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準			
対象児童	0～2歳児		保育を必要とする子ども				
	3～5歳児		全ての子ども				
基準	職員配置	0～2歳児	〈保育所基準〉	満1歳未満児(0歳児)	おおむね3人につき1人		
				満1歳以上、満3歳未満児(1～2歳児)	おおむね6人につき1人		
	3～5歳児	〈保育所基準〉	満3歳以上、満4歳未満児(3歳児)	おおむね20人につき1人			
			満4歳以上児(4～5歳児)	おおむね30人につき1人			
	学級編	3～5歳児	〈幼稚園基準〉	3、4、5歳児は1学級35人以下(学級担任は専任)			
				3歳児は1学級25人以下。ただし、3歳児で1学級25人を超えて35人以下の学級編制を行う場合は、各学級ごとに専任の教諭1人を加配(県独自)			
	職員資格	園長		教諭免許状(専修又は一級免許状)・保育士資格を有し、かつ、5年以上の教育職又は児童福祉事業の経験がある者。 ※「同等の資質」を有する者も可	教育・保育及び子育て支援を提供する機能を総合的に発揮させるよう管理・運営を行う能力を有する者。		
		職員	0～2歳児	〈保育所基準〉	保育士資格		
			3～5歳児	〈幼稚園基準及び保育所基準〉	保育士資格・幼稚園教諭免許の併有又はいずれかの資格を有すること		
		学級担任		〈幼稚園基準〉	保育士資格・幼稚園教諭免許の併有 ※法施行後5年間は、保育士資格・幼稚園教諭免許のいずれかの資格で可	幼稚園教諭免許 ※保育所型、特定認可外保育施設型については、特例あり。	
	教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する者		〈保育所基準〉		保育士資格 ※幼稚園型、特定認可外保育施設型については、特例あり。		
	施設設備	園舎	3～5歳児	〈幼稚園基準〉	①1学級:180㎡ 2学級以上:320+100×(学級数-2)㎡ ②満3歳未満の園児数に応じた保育室等の必要な面積 ①と②を合算した面積	1学級:180㎡ 2学級以上:320+100×(学級数-2)㎡	
うち保育室53㎡以上、遊戯室(原則専用)を100㎡以上確保(県独自)							
	既存施設特例	—		保育室等の基準を満たすときは適用なし	—	保育室等の基準を満たすときは適用なし	

認可・認定基準の概要(その2)

認定基準等の項目等		準拠する認可基準	県 の 条 例				
			幼保連携型(認可)	幼稚園型(認定)	保育所型(認定)	特定認可外保育施設型(認定)	
基準	施設設備	保育室等	0~1歳児	乳児室1人につき1.65㎡		ほふく室1人につき3.3㎡	
			2歳児	保育室又は遊戯室1人につき1.98㎡			
			3~5歳児	保育室又は遊戯室1人につき1.98㎡			
		既存施設特例	園舎の基準を満たすときは適用なし		-		園舎の基準を満たすときは適用なし
	調理室及び食事の提供	0~2歳児	〈保育所基準〉	調理室: 必置	調理室: 必置	調理室: 必置	調理室: 必置
					食事の提供: 一定条件の下、園外からの搬入可(県独自)。加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えること。		食事の提供: 一定条件の下、園外からの搬入可(県独自)。加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えること。
	3~5歳児	-	調理室: 必置				
			食事の提供: 一定条件の下、園外からの搬入可。加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えること。				
	園庭・屋外遊戯場	幼稚園基準及び保育所基準	①満3歳以上児1人につき3.3㎡ ②幼稚園基準(下記参照) ①と②を比較して大きくなる面積に2歳児1人につき3.3㎡を加算	①満2歳以上児1人につき3.3㎡(保育所基準) ②幼稚園基準(下記参照)に2歳児1人につき3.3㎡を加算 ①と②を比較して大きくなる方の基準を採用			
			〈幼稚園基準〉(3~5歳児) 2学級以下: 330+30×(学級数-1)㎡ 3学級以上: 400+80×(学級数-3)㎡				
既存施設特例		-	保育所は、①+2歳児1人につき3.3㎡で可 幼稚園は、②+2歳児1人につき3.3㎡で可	①又は②いずれかの基準で可(県独自)			
設置場所特例	〈保育所基準〉	同一敷地内又は隣接地(当分の間、一定条件の下、近隣の公園等、付近にある適当な場所で代替可)	(同一敷地内又は隣接地)	一定条件の下、近隣の公園等、付近にある適当な場所で代替可			
		移動の安全確保を明文化(県独自)		移動の安全確保を明文化(県独自)			
教育及び保育の内容等		「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」の目標が達成されるよう、教育・保育の提供等	「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」を踏まえ、「幼稚園教育要領」と「保育所保育指針」の目標が達成されるよう、教育・保育の提供等				
子育て支援事業		就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則(平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第2号)第2条各号に掲げる事業又は知事が別に定める事業(県独自)					

<空白ページ>

法令の規定により条例に委任された社会福祉施設等施設の基準等に関する条例の準用(幼保連携型)



県条例(暴力団排除)

○ 法令の規定により条例に委任された社会福祉施設等施設の基準等に関する条例 第7条

第2項 児童福祉施設の長は、暴力団員等であってはならない。

第3項 児童福祉施設は、その運営について、暴力団等の支配を受けてはならない。

【具体的な適用範囲等】

ア 施設長

児童福祉施設の施設長は、暴力団員及び暴力団排除条例第7条に規定する公安委員会規則で定める暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者であってはならないこと。

イ 運営

児童福祉施設は、その運営について、暴力団等の支配を受けてはならないこと。

この支配関係については、暴力団員等が施設等を運営する事業者（法人の場合はその役員等を含む。）や施設等の管理者等となって、施設等の運営について直接影響力を行使する場合のほか、施設等が外部から暴力団等の圧力等を受け、施設等との取引関係や施設等の利用関係において、暴力団等に利益や便宜の供与を行うといった場合も含まれるものである。具体的には、様々な支配の態様があり得ることから、個別具体の事案に応じて該当の有無について判断を行うこととなる。

【該当の有無の把握】

暴力団排除規定に対する該当の有無については、指定の申請時における暴力団排除規定を含むいわゆる指定拒否事由に該当しない旨の誓約書の提出を求めることにより確認の証左とするほか、必要に応じて兵庫県警察本部に照会し把握を行う。

県条例(自己評価)

○ 法令の規定により条例に委任された社会福祉施設等施設の基準等に関する条例 第7条

第4項 児童福祉施設(助産施設を除く。次項から第9項までにおいて同じ。)は、その運営の内容について、自ら評価を行い、常に改善を図らなければならない。

第5項 児童福祉施設は、前項の評価の結果を公表するよう努めなければならない。〈適用除外〉

● 自己評価及び改善

すべての社会福祉施設は、その運営の内容について、自ら評価を行い、常に改善を図らなければならないこと。自己評価の頻度や方法は、条例上明記されていないが、基本的には、少なくとも年1回は評価を行い、対応の不十分な部分については改善を図ること。また、評価の方法については、基本的には、当該施設の運営に関する標準的な点検評価項目を整理した自己点検表を作成し、それに従って評価を行うことを想定している。

なお、自己評価に加え、第三者による外部評価(兵庫県福祉サービス第三者評価制度など)の導入を図ることが望ましいこと。

● 自己評価結果の公表

自己評価の結果については、施設運営の透明性を高め、利用者の選択に資するよう、できる限り公表に努めること。公表の方法については、利用者ができる限り情報取得しやすいよう、施設等で閲覧に供することに加え、インターネットのホームページに掲載するなど、複数の媒体で公開することが望ましいこと。

県条例(非常災害対応)

○ 法令の規定により条例に委任された社会福祉施設等施設の基準等に関する条例 第7条

第6項 児童福祉施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。

<国基準第6条第1項では努力義務>

第7項 児童福祉施設は、非常災害に備えるため、少なくとも毎月1回は、避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

<国基準第6条第2項は「避難及び消火に対する訓練」>

具体的な取組

- ア 非常災害に際して必要な具体的計画の策定、関係機関への通報及び連絡体制の整備、避難、救出訓練の実施等その対策の万全を期さなければならぬこと。
- イ 「消火設備その他の非常災害に際して必要な設備」とは、消防法(昭和23年法律第186号)その他法令等に規定された設備を示しており、それらの設備を確実に設置しなければならない。
- ウ 「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)第3条に規定する消防計画(これに準ずる計画を含む。)及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第8条の規定に基づき定められる者に行わせるものとする。
- エ 「関係機関への通報及び連絡体制の整備」とは、火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業者に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りを求めることとしたものであること。

県条例(職員研修)

○ 法令の規定により条例に委任された社会福祉施設等施設の基準等に関する条例 第7条

第8項 児童福祉施設は、省令第7条の2第2項の研修の実施計画を職員の職務内容、経験等に応じて策定し、実施した研修の記録を保管するとともに、必要に応じて研修の内容の見直しを行うことにより、職員の計画的な育成に努めるものとする。

＜国基準第7条の2では計画策定義務は課されていない＞

● 研修の機会の確保

児童福祉施設は、職員の質の向上を図るため、各種研修機関が実施する研修や当該施設が実施する研修等へ参加する機会をできるだけ計画的に確保すること。

● 計画的な人材の養成

児童福祉施設は、職員の研修機会を確保するに当たっては、職員の職務内容、経験等に応じた研修の実施計画を作成し、実施した研修の記録を保管するとともに、必要に応じて実施する研修の計画や内容の見直しを行うことにより、職員の計画的な育成に努めること。

具体的な実施計画の定め方は特に指定されないが、基本的には、年間計画のほか、職員ごとにキャリアアップの視点から、いつ、どのような研修を受けさせるかを定めることを想定している。また、研修の計画や内容の見直しに当たっては、研修の受講後に職員がその成果を業務上でどのように活かしているか等を評価し、その結果を反映させていくことが重要であること。

県条例(事故対応)

○ 法令の規定により条例に委任された社会福祉施設等施設の基準等に関する条例 第7条

第9項 児童福祉施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故の発生の防止のための指針を整備すること。
- (2) 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が児童福祉施設の長に報告されるとともに、原因の分析の結果に基づき策定した改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。
- (3) 事故の発生の防止のための会議及び職員に対する研修を定期的に行うこと。

第10項 児童福祉施設は、利用者に対する処遇により事故が発生した場合は、速やかに関係行政機関、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

第11項 児童福祉施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

第12項 児童福祉施設は、利用者に対する処遇により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

● 事故発生の防止のための指針

児童福祉施設が整備する「事故発生の防止のための指針」には、次のような項目を盛り込むものとする。

- ア 施設における事故の防止に関する基本的考え方
- イ 事故の防止のための会議その他施設内の組織に関する事項
- ウ 事故の防止のための職員研修に関する基本方針
- エ 施設内で発生した事故、事故には至らなかったが事故が発生しそうになった場合（ヒヤリ・ハット事例）及び現状を放置しておくこと事故に結びつく可能性が高いもの（以下「事故等」という。）の報告方法等の介護に係る安全の確保を目的とした改善のための方策に関する基本方針
- オ 事故等発生時の対応に関する基本方針
- カ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針
- キ その他事故等の発生の防止の推進のために必要な基本方針

● 事実の報告及びその分析を通じた改善策の職員に対する周知徹底

児童福祉施設が、報告、改善のための方策を定め、周知徹底する目的は、事故等について施設全体で情報共有し、その再発防止につなげるためのものであり、決して職員の懲罰を目的としたものではないことに留意すること。

具体的には、次のようなことを想定している。

- ア 事故等について報告するための様式を整備すること。
- イ 職員は、事故等の発生ごとに、その状況、背景等を記録するとともに、様式に従い、事故等について報告すること。
- ウ イにより報告された事例について、事故等の発生時の状況等を分析し、事故等の発生原因、結果等を取りまとめ、防止策を検討すること。
- エ 報告された事例及び分析結果を職員に周知徹底すること。
- オ 防止策を講じた後に、その効果について評価すること。

● 事故発生の防止のための会議及び職員への研修

事故発生の防止のための会議は、施設長のほか各職種の職員等が参加し、事故発生の防止及び再発防止のための対策を検討すること。

また、研修では、事故発生防止の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、指針に基づき、安全管理の徹底を行うものとする。徹底に当たっては、定期的な研修に加えて、事故等が発生した場合には必要に応じて随時に注意喚起を兼ねた研修を行うこと。また、新規採用時には必ず事故発生の防止の研修を行うことが重要であること。

● 損害賠償

児童福祉施設は、損害賠償すべき事態となった場合には、速やかに賠償しなければならない。そのため、損害賠償保険に加入しておくことが望ましいこと。

県条例(調理員について)

- 法令の規定により条例に委任された社会福祉施設等施設の基準等に関する条例 第7条

第13項 省令第33条第1項の規定により保育所（法第39条第1項に規定する保育所をいう。以下この条において同じ。）に置く調理員のうち少なくとも1人は、栄養士法（昭和22年法律第245号）第2条第1項の規定による栄養士の免許を有する者又は調理師法（昭和33年法律第147号）第3条の規定による調理師の免許を有する者でなければならない。

<国基準第33条第1項では「調理員」とされ、資格不要>

県条例(調理員について)

附則

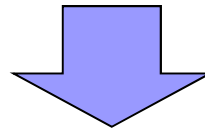
- 2 この条例の施行の日の前日において現に幼稚園を設置している者が、当該幼稚園を廃止し、当該幼稚園と同一の所在場所において当該幼稚園の設備を用いて第1条の規定による改正後の認定こども園の認可等に関する条例第2条第1号に規定する幼保連携型認定こども園を設置しようとする場合であって、現に当該幼稚園に調理員を置いているときは、平成32年3月31日までの間、改正後の条例第3条第1項の規定にかかわらず、法令の規定により条例に委任された社会福祉施設等施設の基準等に関する条例（平成24年兵庫県条例第4号）第7条第13項に定める基準は、適用しない。
- 4 施行日の前日において現に保育所を設置している者が、当該保育所を廃止し、当該保育所と同一の所在場所において当該保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置しようとする場合であって、現に当該保育所に調理員を置いているときは、平成30年3月31日までの間、改正後の条例第3条第1項の規定にかかわらず、基準条例第7条第13項に定める基準は、適用しない。

経過措置期間終了

県条例(調理員の配置について)

特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準による施設型給付で積算されている項目

調理員等の配置人数については、2・3号の利用定員が40人以下であれば1人、41～150人であれば2人、151人以上であれば3人(うち1人は非常勤)とされているのでこれを充足すること。



定員	40人以下	41人以上 150人以下	151人以上
調理員等	1人	2人	3人

※3歳以上児について、給食の外部搬入を行っている場合は、2歳未満児の利用定員数に応じて調理員等を配置すれば足りる。

(この場合でも、1人以上有資格者を配置すること(条例による上乗せ基準))

県条例(自然及び生命の大切さについて学ぶ機会の提供)

○ 法令の規定により条例に委任された社会福祉施設等施設の基準等に関する条例 第7条

第14項 保育所は、自然及び生命の大切さ等について学ぶ機会を提供するよう努めなければならない。

● 趣旨

「環境教育等による環境保全の取り組みの促進に関する法律」により、国・都道府県・市町は、学校教育及び社会教育における環境教育の推進に必要な施策を講ずるものとされ、また、本県でも主要施策として取り組んでいることから、一層の推進に向け、保育所が自然や生命の大切さ等について学ぶ機会の提供に努めることを明文化した。

● 具体的な取組

事業者においては、以下の取組を参考に、その実施に努めること。

- ア 園外での遠足やキャンプなど、日常生活や集団生活の中で、周囲の様々な環境に好奇心や探求心を持って関われる、体全体で自然と親しめる機会の提供
- イ 菜園活動等を通じた“もったいない”の精神を育む取組の実施
- ウ ゴミ拾い活動など、環境に配慮した生活習慣指導
- エ 身近な動植物の世話等を通じた生命の不思議さや大切さを理解する豊かな心の涵養

県条例(子育て支援について)

○ 法令の規定により条例に委任された社会福祉施設等施設の基準等に関する条例 第7条

第15項 保育所は、地域の子育て支援の拠点として、地域の乳児又は幼児及びその保護者に対して、その施設の開放、子育てに関する助言、情報の提供その他の援助等を積極的に行うとともに、地域で子育てに関わるボランティア、関係団体等との連携に努めるものとする。

● 具体的な取組

事業者においては、以下の取組を参考に、実施すること。

- ア 子育て親子の交流の機会の提供
- イ 子育て等に関する相談の実施
- ウ 地域の子育て関連の情報提供
- エ 子育て及び子育て支援に関する講習等の開催 等

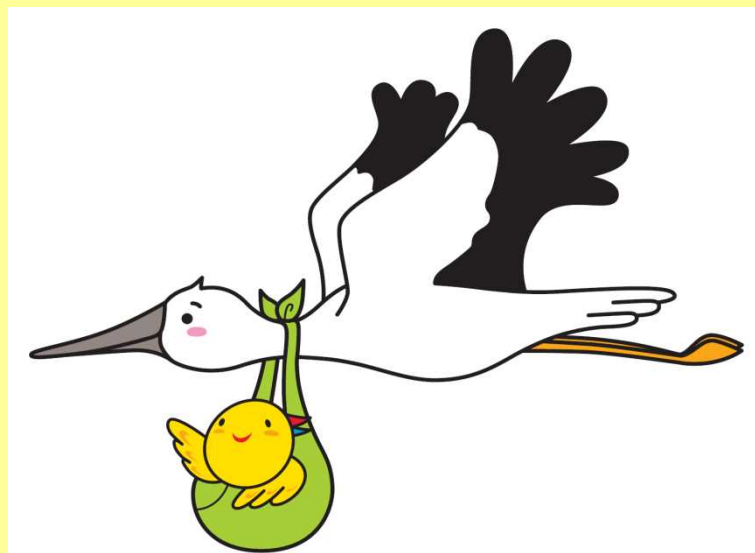
県条例(子育て支援について)

● 実施に当たっての留意事項

- ・ 子育て相談や親子の集いの場の提供等の保護者への支援を通して保護者自身の子育て力の向上を積極的に支援すること。
- ・ 子育て相談や親子の集う場を週3日以上開設する等保護者が利用を希望するときに利用可能な体制を確保すること。
- ・ 子どもの教育及び保育に従事する者が研修等により子育て支援に必要な能力を涵養し、その専門性と資質を向上させるとともに、地域の子育てを支援するボランティア、NPO、専門機関等と連携する等様々な地域の人材や社会資源を活かしていくこと。

<空白ページ>

認定こども園の認可・認定等 に関する審査基準



幼保連携型認定こども園の園長資格について

国規則	県審査基準	保有資格・免許	実務年数等	その他※1
第12条	8(1)	以下の全てを保有 ①教員免許(専修又は一種)※2 ②保育士登録	国規則第12条各号に定める職を5年以上	
第13条	8(2)	以下のいずれかを保有 ①教員免許(専修又は一種)※2 ②幼稚園教諭二種 ③保育士	以下のいずれかに該当 ①現行の施設長※3を5年以上※4 ②幼稚園、保育所又は認定こども園の教諭又は保育士(施設長を含む)として10年以上、教育、保育又は子育て支援に従事 ③別に定める園長研修を受講し、修了証の交付を受ける※5	以下のいずれにも該当 ①H26年度末時点で施設長であり、継続して施設長※6 ②副園長(教頭・主幹保育教諭)が8(1)該当、又は幼稚園教諭二種かつ保育士資格を有し、国規則第12条各号の職を5年以上従事 ③H32年度末までに別に定める園長研修を受講し、修了証の交付を受ける(交付後も5年ごとの期間に受講・修了証の交付を努力義務)
	8(3)	なし		

※1 8(2)、(3)に該当する者は、上記の他、設置者の推薦書が必要。また、毎年、地方公共団体や関係団体等による園長研修等の受講に努めなければならない。

※2 教員免許(専修又は一種)は、幼稚園教諭でなくても可。

※3 「施設長」は、「幼稚園長、保育所長、認定こども園長」のことをいう。

※4 人事異動等に伴い、新たに幼保連携型認定こども園の園長として就任する者は、①が適用されない(②か③に該当する必要がある)。

※5 別に定める園長研修は次頁のとおり。

※6 H27年4月以降に、人事異動等に伴い当該園の園長を退いた後、再度就任する場合は、8(1)又は(2)に該当する必要がある(8(3)は適用除外、他園の園長に就任する場合も同じ)。

8 園長の資格(2)③ 別に定める園長研修

- 全国認定こども園園長・副園長
ステップアップ研修会 I・II・III
(全国認定こども園協会)
- 認定こども園園長研修
(兵庫県・兵庫県内認定こども園関係団体
協議会)

認定こども園の運営における実務経験等

○ 認定こども園法第3条第5項第2号及び第3号に規定する、国及び地方公共団体、学校法人、社会福祉法人以外の者が認定こども園(幼保連携型を除く)の認定を受ける場合の要件

- ① 認定こども園法第3条第5項第4号の規定(いわゆる欠格条項)に該当しないこと
- ② 現に幼稚園又は保育所、認可外保育施設として運営実績があり、以下のいずれかに該当すること
 - イ 幼稚園及び保育所については、設置後に指導監査(施設監査のことであり、子ども・子育て支援法上の確認監査は含まない)を受けており、文書指摘に相当する基準違反がない、又は改善済であること
 - ロ 現に認可外保育施設等として概ね3年以上運営実績があり、かつ、直近の会計年度において、当該施設を経営する事業以外の事業を含む当該主体の全体の財務状況について、3年以上連続して損失を計上していないこと
 - ※ 認可外保育施設については、認可外保育施設に対する指導監督の実施について(平成13年厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)に基づく認可外保育施設指導監督基準を継続して満たしていることが条件となる。
- ③ 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第31条に基づく確認を受ける施設として相応しい施設であることを、市町等が認めていること(以下のいずれにも該当)
 - イ 市町の子ども・子育て会議等において議論し、その必要性や適格性について同意を得ている
 - ロ 市町等が、設置者及び施設長に社会的信望を有する旨を証明している